

西宮市青少年補導委員記章及び腕章取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市青少年補導委員記章及び腕章(以下「補導委員記章及び腕章」という。)の取扱及び様式について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の定義)

第2条 「西宮市青少年補導委員」(以下「補導委員」という。)とは、西宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の委嘱を受けて、学校保健安全課を拠点として、西宮市青少年補導委員設置要綱第2条に規定する職務に従事する者をいう。

(管理責任者)

第3条 補導委員記章及び腕章の管理責任者は、教育委員会とする。

(取扱責任者)

第4条 教育委員会は、学校保健安全課長を取扱責任者に指定する。

2 学校保健安全課長は、教育委員会から命ぜられ、又は補導委員から依頼された補導委員記章及び腕章の保管の責に任ずる。

(個人の保管責任)

第5条 補導委員は、貸与された補導委員記章及び腕章の取扱を慎重にし、その保管の責を任ずる。ただし、取扱責任者に保管を依頼した場合は、保管の責を免ぜられる。

(補導委員記章及び腕章の返納)

第6条 補導委員は、次の各号の一に該当する場合には、補導委員記章及び腕章を学校保健安全課長を経て、教育委員会に返納しなければならない。

- (1) 離職したとき
- (2) 他の転任、または配置換えを命ぜられたとき
- (3) 心身の故障のため、補導委員活動をすることが不可能になったとき
- (4) その他、教育委員会が必要と認めたとき

(着用)

第7条 補導委員は、常時補導委員記章及び腕章を携行し、正しい態度と心構えを保持しなければならない。ただし、状況に応じて腕章をはずして活動することができる。

(登録)

第8条 教育委員会は、その管理する補導委員記章及び腕章をすべて様式第1号「青少年補導委員記章及び腕章登録原稿」(補導委員班別名簿で兼ねる)に搭載し、所在を明確にしておかなければならない。

(亡失等の処置)

第9条 補導委員は、貸与された補導委員記章及び腕章を亡失・盗難・遺失したときは、別記様式第2号「青少年補導委員記章亡失・盗難・遺失」により、直ちに学校保健安全課長を経て、教育委員会に届出なければならない。

(補導委員記章及び腕章の様式)

第10条 補導委員記章及び腕章の仕様は次のとおりとする。

- (1) 記章の台材は溶銀製で、桜の花型とする。表面に「補」の文字を表示する。
- (2) 腕章は布製とし、「青少年補導委員」の文字を表示する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は昭和41年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は平成16年4月1日から実施する。(一部改定)
- 3 この要綱は平成24年4月1日から実施する。(一部改定)
- 4 この要綱は平成25年8月1日から実施する。(一部改定)
- 5 この要綱は平成30年4月1日から実施する。(一部改定)
- 5 この要綱は令和4年4月1日から実施する。(一部改定)